

令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子(※)を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。(所得要件はありません)

- (1) 子と身分(親子)関係が継続していること
- (2) 子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

育児免除制度のメリット

育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。国民年金第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。

国民年金保険料の納付が免除される期間

(1) 実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9か月間(産前産後免除期間と合わせて最大13か月間)、国民年金保険料が免除されます。(令和8年10月1日以降に限る)

(2) 実父または養父母の場合

子を養育することになった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間、国民年金保険料が免除されます。

(3) 制度施行(令和8年10月)より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合(実母の場合)

産前産後免除期間(4か月または6か月)に引き続く9か月間のうち、令和8年10月1日以降の月分の国民年金保険料が免除されます。

(例) 子の出産(予定)日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から令和8年12月までの3か月間が育児免除期間に該当します。

(4) 制度施行(令和8年10月)より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合(実父または養父母の場合)

令和8年10月1日以降、子が1歳になる誕生日の前月までの期間が育児免除に該当します。

(例) 子の出産(予定)日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から令和8年12月までの3か月間が育児免除期間に該当します。

すでに該当期間分の保険料を納付している場合

届出をされた場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。

すでに該当期間分の保険料の免除など申請が承認されている場合

すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、簡単に手続きができます。マイナポータルの利用者登録をいただき、利用者登録が完了すると、手続きが可能となります。

〈育児免除イメージ図〉



問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

令和8年8月から高額療養費制度が見直されました

国の制度改正により、医療技術の進歩や高齢化に伴う医療費の増加を踏まえ、将来にわたり安心して医療を受けられる制度を維持するため、高額療養費の自己負担限度額が段階的(令和8年8月・令和9年8月)に見直されます。令和8年8月からの主な変更点は以下のとおりです。

- 自己負担限度額(月額)の引き上げ 所得区分ごとの自己負担限度額(月額)が引き上げられます。
- 年間自己負担上限額の新設 長期にわたり高額な医療を受ける方への配慮として、新たに年間自己負担上限額が設けられました。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) ※多数回該当※1	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来特例※4 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+ (医療費の総額-901,000円)×1% ※140,100円※	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+ (医療費の総額-597,000円)×1% ※93,000円※	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+ (医療費の総額-286,000円)×1% ※44,400円※	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ※44,400円※2※	530,000円※3	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ※24,600円※	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ※24,600円※	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

- ※1 「多数回該当」とは、直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が引き下がります。
- ※2 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がります。(44,400円→34,500円)
- ※3 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限額41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いになります。
- ※4 外来だけの月の上限額。さらに年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額の積み重ねにより上限額に達した後は、償還払いになります。

自己負担額の計算方法

【計算例】
所得区分:区分ウ 年収約370万円～約770万円
(自己負担3割)
医療費が400,000円かかった場合
▶自己負担額は、3割負担のため、
400,000円×30%=120,000円となります。
▶自己負担限度額は85,800円ですが、総医療費が286,000円を超えているため、加算分があります。
〈加算分〉(400,000円-286,000円)×1%=1,140円
〈自己負担限度額〉85,800円+1,140円=86,940円
◆「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を提示した場合
→ 医療機関の窓口で86,940円を支払います。
◆「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を提示しない場合
→ 医療機関の窓口で、120,000円を支払います。健康福祉課窓口にて右のとおり申請すると、限度額を超えた金額の120,000円-86,940円=33,060円が償還払いとなります。

高額療養費制度に係るお手続きについて

病気やけがで医療機関にかかり、同一月内に保険医療機関などで支払った保険診療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分が高額療養費として支給される制度です。なお、差額ベッド代などの保険外診療分や食事療養標準負担額は計算に含みません。
国民健康保険高額療養費の支給対象世帯には、診療月から4～5か月後にお知らせと一緒に国民健康保険高額療養費支給申請書をお送りしますので、必要事項を記入の上、以下の書類を添付して申請してください。支給は、最短で申請を受け付けた月の翌月末日頃です。
なお、領収書が無く窓口でのお支払いが確認できない場合は支給ができませんので、診療月から2年間は領収書の保管をお願いいたします。

【お持ちいただくもの】

1. 国民健康保険高額療養費支給申請書(対象者へは別途通知します)
 2. 当該月の医療機関の領収書(コピーでも可)
 3. 通帳などの写し(口座情報が確認できるもの)
- 制度内容の詳細については広野町健康福祉課までお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113